

提案基準 2 収用対象事業等による移転について（開発許可、建築許可）

収用対象事業等の施行により市街化調整区域に移転する建築物の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用をうける事業は、土地収用法第3条の各号の一に該当する事業及びこれに準ずるものをいう。（以下「収用対象事業」という。）

この基準の適用を受ける建築物は、収用対象事業の施行により、除却、移転しなければならない建築物で、市街化調整区域内に立地することが必要かつやむを得ないと認められるものに限る。

（移転の必要性）

- 2 市街化調整区域への移転の必要性は、次の各号のいずれかに該当していること。
 - （1）日常生活の状況、事業の様態から判断して現在地と一体とみなされる地域に立地せざるを得ない事由があり、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合
 - （2）申請日の10年以上前から、当該区域内に土地を所有しており、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合
 - （3）起業者があつ旋した土地である場合

（申請者）

- 3 申請者は、収用対象事業により、建築物等の収用を受ける者とする。

（立 地）

- 4 他法令の著しい規制がなく、市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。
なお、できる限り現在地周辺又は既存集落周辺とする。

（用 途）

- 5 移転後の用途は従前のものと同一であり、周辺に被害を及ぼす恐れのないものとする。

（規 模）

- 6 敷地及び建築物の規模は、原則として従前と同一とする。規模を拡大する場合、従前の1.5倍までとする。

（附 則）

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

（附 則）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

（付 記）

- 1 上記提案基準に該当するもののうち、土地収用法第3条の各号の一に該当する事業で、市街化調整区域から市街化調整区域に移転する建築物については、「事後報告基準2」として取

扱う。

- 2 上記提案基準に該当するもののうち、土地収用法第3条の各号の一に該当する事業で、市街化調整区域以外から市街化調整区域に移転するもので、その敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準2」として取扱う。

(附 則)

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

(必要書類)

- 1 申請理由書（収用対象となる事業、市街化調整区域への移転の必要性及び移転時期等を記述すること。）
- 2 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 3 収用対象事業に係る旨の証明書又は土地及び家屋の売買契約書
- 4 収用対象事業に係るものの移転調書
- 5 現在地及び申請地の写真
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000及び1/2,500）
なお、1/2,500 には現在地と申請地の距離を記入すること。
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類